

経済活動ルール学んで 松山東雲短大 公取委が独禁法教室



公正で自由な経済活動を守る基本ルールについて理解を深めてもらおうと、公正取引委員会(公取委)の「独占禁止法教室」が14日、松山市桑原3丁目の松山東雲短大であり、秘書科の学生約50人が法律の意義や役割を学んだ。

教室は、公取委が全国の中高校や大学で開催し、同短大は「社会生活と法」の授業の一環として実施した。

公取委事務局四国支所の三浦文博支所長(51)が、「弱いものいじめやずるい方法で有利にすることを禁止するための法律」と独禁

公取委の「独占禁止法教室」で、法律の内容や役割などを説明する三浦支所長(右)

法の意義を説明。私的独占や不当な取引制限など4類型の禁止行為について、カルテルや官製談合などの具体例を示して解説した。

三浦支所長は「創意工夫し、努力している事業者を伸ばし、消費者の利益確保にもつながらる点を理解してほしい」と話していた。

(杉本賢司)

※ 「経済活動ルールで学んで 松山東雲短大 公取委が独禁法教室」2014年1月15日付愛媛新聞(掲載許可番号: G20140201-01422)

※ 無断転載、複製及び頒布は禁止します。

(c) 愛媛新聞社